

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

問い合わせ
制度について 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金  
 コールセンター (☎0120-526-145)  
支給について 社会福祉グループ (☎☎1911)

住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯へ1世帯あたり10万円を支給します。

- ▶ **支給額** 1世帯あたり10万円（1世帯1回限り、①、②の重複受給不可）
- ▶ **支給時期** 市が確認書または申請書を受理した日から2週間前後
- ▶ **対象・要件・申請方法**

対象	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
要件	基準日（令和3年12月10日）に登別市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税の世帯（生活保護世帯を含む） ※1人暮らしの学生など、住民税が課税されている方の扶養親族等からなる世帯は対象になりません。	申請時点において登別市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税相当以下となった世帯
申請方法	市から送付された確認書に必要事項を記入の上、5月9日(月)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。 ※支給対象となる可能性がある世帯には、2月10日付けで登別市から確認書を送付しています。期日までに確認書の返送がない場合は、辞退したものとみなされます。	給付には申請が必要です。市役所や各支所に設置または市ウェブサイトに掲載している申請書に必要事項を記入し、9月30日(金)までに持参または郵送で社会福祉グループ（〒059-8701中央町6丁目11）

## 古い指定ごみ袋等の交換期限は3月31日までです

▶ 問い合わせ 環境対策グループ (☎☎2958)

古い指定ごみ袋・ごみ処理券は、3月31日(木)までクリンクルセンターで交換することができます。

これ以降は交換することができなくなりますので、家庭で未使用となっている古い指定ごみ袋・ごみ処理券がありましたら、忘れずに交換をお願いします。

### ～交換方法の例～

差額納入による交換	旧30 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚60円)×4枚 【240円分】	+	現金 【30円】	➡	新30 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚90円)×3枚 【270円分】
等価による交換	旧40 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚80円)×5枚+ 旧20 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚40円)×2枚 【480円分】			➡	新40 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚120円)×4枚 【480円分】
『燃やせないごみ袋』を『燃やせるごみ袋』に交換	旧30 $\frac{1}{2}$ 『燃やせないごみ袋』 (1枚60円)×4枚 【240円分】	+	現金 【30円】	➡	新30 $\frac{1}{2}$ 『燃やせるごみ袋』 (1枚90円)×3枚 【270円分】
ごみ処理券をごみ袋に交換	旧ごみ処理券(1枚160円)×2枚 【320円分】	+	現金 【40円】	➡	新20 $\frac{1}{2}$ 袋(1枚60円)×6枚 【360円分】